一般社団法人日本縫製機械工業会指定用紙						
整	理	番	号			
① 下記②③以外の場合 □						
② 当該設備が一代前モデルのソフトウエア組込型機械装置である場合 □						
② 当該設備がソフトウェアでなる担合 □						

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る仕様等証明書

設備の種類	生産用機械器具・製造業用設備				
設備の用途又は細目	繊維機械(縫製機械等)又は同部分品若しくは附属品製造設備				

当	設	備の) 名	称				
該	設	備	型	式				
設備	納	入	数	量				
1/用 の	納	入	年	月	平 成	年	月(予定を記入すること)	
概	⇒n	平	1 13	所	(事業所名)			
要	設	置	場		(所在地)			

該当要件	①「最新モデル」に該当するか		
	(※)当該設備がソフトウエア組込型機械装置(中小企業者等が取得又は製	1. 該当	2. 非該当
	作をするものに限る。)である場合は、「一代前モデル」でも可。		
	②「生産性向上」に該当するか		
	(※) 当該設備がソフトウエア (中小企業者等が取得又は製作をするものに	1. 該当	2. 非該当
	限る。) である場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場	1. 1%	
	合には、記載不要。		
	先端設備の当否	1. 該当	2. 非該当

該当要件欄に記載してある事項について 確認し、該当要件を満たしていることを証 明します。

平成 年 月 日

〒105-0004

東京都港区新橋5-25-3

第2一松ビル2階

電話:03-6435-8190

一般社団法人日本縫製機械工業会

会長 真壁 八郎 印

当該設備は、上記のとおりであることを証明します。

平成 年 月 日

製造業者等の名称

製造業者等の所在地

代表者氏名 印

担当者氏名

担当者連絡先 (電話番号)

(注)本証明書は、生産性向上設備投資促進税制(中小企業者等においては中小企業投資促進税制の上乗せ措置を含む)の対象設備の要件とされている産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備に係る要件(「最新モデル」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。当該税制の適用を受けるためには、さらに、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、産業競争力強化法施行日から平成29年3月31日までに取得等をし、かつ、事業の用に供すること等の要件を満たす必要があります。詳しくは当該税制の概要をご参照ください。

(http://www.meti.go.jp/policy/jigyou_saisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html)